

# 保安機関認定更新申請書等記入例

平成 2 4 年 4 月

この記入例は、保安業務を行う事業所が本社（一般消費者等戸数 300）、支店（戸数 2000）の 2 事業所あり、保安業務区分の 2 項目（容器交換時等供給設備点検）から 6 項目（緊急時対応）までの認定を受けている保安機関が認定更新する場合の例です。

1 保安機関の業務について

一般消費者等について保安業務を行おうとする者は、次の保安業務区分に従って、知事の認定を受けることができます（法第29条）。

保安業務区分の名称	保安業務の内容
1 供給開始時点検・調査	供給設備の点検及び消費設備の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみに行う業務
2 容器交換時等供給設備点検	供給開始時、並びに充てん容器の交換時若しくは6月以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時に行う供給設備の点検
3 定期供給設備点検	1年に1回以上、2年に1回以上、又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る供給設備の点検
4 定期消費設備調査	供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時、及び1年に1回以上又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る消費設備の調査並びに技術上の基準に適合しないとして所有者等に通知をした場合の再調査
5 周知	消費者に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関して必要な事項を周知する業務
6 緊急時対応	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務
7 緊急時連絡	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務であって、自ら出動することなく行うもの

\* 1 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関は、認定を受けた区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなく行うことができる。

\* 2 「緊急時対応」の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が申請した一般消費者等の数より少ない場合は、当該事業所は、申請した数までは、新たに認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

## 2 保安機関に係る申請・届出等の書類の提出先

保安機関に係る申請・届出等の書類の提出先は、保安機関の保安業務に係る販売所（保安業務の委託を受ける販売所）の所在地によって決定されます。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
茨城県県北県民センター 環境・保安課	(〒313-0013) 常陸太田市山下町 4119 (常陸太田合同庁舎 内)	0294-80-3355	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町 (計3)
茨城県県北県民センター 日立商工労働センター	(〒317-0073) 日立市幸町 1-21-2 (商工会議所館内)	0294-21-6711	日立市, 高萩市, 北茨城市 (計3)
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	(〒311-1593) 鉾田市鉾田 1367-3 (鉾田合同庁舎内)	0291-33-6056	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市 (計5)
茨城県県南県民センター 環境・保安課	(〒300-0051) 土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7067	土浦市, 石岡市, 竜ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町 (計 14)
茨城県県西県民センター 環境・保安課	(〒308-8510) 筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎内)	0296-24-9140	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町 (計10)
茨城県生活環境部 防災・危機管理局 消防安全課産業保安室	(〒310-8555) 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎内)	029-301-3594	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那 珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, (計9) または, 保安業務に係る (委託を受 ける) 販売所が2以上の県民センタ ーの管轄区域にまたがっている場 合

保安業務に係る (委託を受ける) 販売所が2以上の都道府県にまたがっている場合は、経済産業大臣の認定を受けることとなります。保安機関の事業所が1つの県内であっても、委託を受ける販売所が2県にまたがっていれば経済産業大臣 (又は産業保安監督部長) に認定申請をすることとなります。

3 保安機関の認定更新申請の際に提出する書類等

保安機関認定更新申請書（液化石油ガス法施行規則様式第 14）

申請手数料（茨城県収入証紙）

6,900 円 × 保安業務区分数 + 14,000 円の合計分

保安業務に係る事業所の名称及び所在地（事業所が 1 ヶ所のみの場合は不要）

保安業務計画書（液化石油ガス法施行規則様式第 13）

損害賠償の支払い能力を証する書面

法人の構成員の構成に関する説明書（法人事業所のみ提出）

保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要の説明書

法人の申請においては、定款及び登記簿抄本

欠格事項に該当しないことの誓約書

緊急時対応を行う事業所の位置および一般消費者等の範囲を示した図面（緊急時対応を行う保安機関のみ）

保安業務資格者一覧表（事業所ごとに作成）

資格者免状写し

保安業務資格者算定表

保安業務機器算定表

認定更新申請の際は、書類等がすべて揃っていることを確認してください。

様式第14（第34条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

保安機関認定更新申請書

申請書提出日を書きます

年 月 日

茨城県知事 殿

個人の場合は個人名で書きます

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

茨城高圧ガス株式会社  
代表取締役  
茨城 太郎 印

住 所 水戸市桜川2-2-35

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の認定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

名 称：茨城高圧ガス株式会社 本社  
所在地：水戸市桜川2-2-35

名 称：茨城高圧ガス株式会社 土浦支店  
所在地：かすみがうら市上稲吉1943-42

・ここに記入するのは、当該保安機関の事業所です。  
・全部記入できなければ、別紙に書いて添付しても結構です。

2 更新を受けようとする保安業務区分

容器交換時等供給設備点検 定期供給設備点検 定期消費設備調査 周知  
緊急時対応 以上5項目

ここに記入するのは、事業所ごとではなく、保安機関全体として認定をうけている保安業務区分です。

3 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する市町村名

水戸市，ひたちなか市，笠間市，城里町，土浦市，つくば市，かすみがうら市

保安機関の事務所の所在地ではなく、保安業務を行う消費者にかかる販売事業者の販売所の所在地を記入してください。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

申請手数料

基本申請料	14,000 円	14,000円
保安業務区分	6,900円×【5】項目 ( 事業所ごとの保安業務区分数に関係なく保安機関全体として申請する区分)	34,500円
合	計	48,500円

茨城県収入証紙貼付欄

48,500円分の茨城県収入証紙を貼り付けてください。

事業所が1カ所のみの場合は不要です。

保安業務に係る事業所の名称及び所在地

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2 認定を受けようとする保安業務区分							3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
名称	所在地	供給開始 時点 検・調 査	容器 交換 時等 供給 設備 点検	定期 供給 設備 点検	定期 消費 設備 調査	周知	緊急 時対 応	緊急 時連 絡	供給開始 時点 検・調 査	容器 交換 時等 供給 設備 点検	定期 供給 設備 点検	定期 消費 設備 調査	周知	緊急 時対 応	緊急 時連 絡
本社	水戸市桜川2-2-35									300	300	300	300	300	
土浦支店	かすみがうら市上稲吉1943-42									2000	2000	2000	2000	2000	

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 本社

事業所の所在地 水戸市桜川2-2-35

保安業務区分	供給開始 時点検・ 調査	容器交 換時等 供給設 備点検	定期供 給設備 点検	定期消 費設備 調査	周知	緊急 時対 応	緊急 時連 絡
一般消費者等の数		300	300	300	300	300	
保安業務資格者の 数	A 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者のいずれか該当 1 人						
	B その他(製造保安責任者,販売主任者,業務主任者代理者資 格者又は保安業務員講習修了者のいずれか該当) 人 (A 該当者除く)						
C 調査員の数(AB 該当者除く)		人					
D 充てん作業者の 数(ABC 該当者除 く)			人				
A, B, C, D に該 当しない者であっ て保安業務に従事 する者(補助員)				人			
年間実働日数又は 平均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安 業務 用 機 器	自記圧力計	1 個					
	マンメーター	個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	1 個					
	緊急工具類	1 個					
	一酸化炭素測 定器	1 個					
	ポーリングバ ー	1 本					
緊急時対応を行う 場合にあってはその 方法							

(備考) 1 この用紙の大きさは,日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに一枚ずつ作成すること。

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

事業所の所在地 かすみがうら市上稲吉1943-42

保安業務区分	供給開始 時点検・ 調査	容器交 換時等 供給設 備点検	定期供 給設備 点検	定期消 費設備 調査	周知	緊急 時対 応	緊急 時連 絡
一般消費者等の数		2000	2000	2000	2000	2000	
保安業務資格者の 数	A 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者のいずれか該当 1 人 B その他(製造保安責任者, 販売主任者, 業務主任者代理者資格者又は保安業務員講習修了者のいずれか該当) 人 (A 該当者除く)						
C 調査員の数(AB 該当者除く)		1 人					
D 充てん作業者の 数(ABC 該当者除 く)			人				
A, B, C, D に該 当しない者であっ て保安業務に従事 する者(補助員)				人			
年間実働日数又は 平均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安業務用 機器	自記圧力計	1 個					
	マンメーター	個					
	ガス検知器	1 個					
	漏えい検知液	2 個					
	緊急工具類	2 個					
	一酸化炭素測 定器	1 個					
	ポーリングバ ー	1 本					
緊急時対応を行う 場合にあってはそ の方法							

(備考) 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。

2 事業所ごとに一枚ずつ作成すること。

L P ガス賠償責任保険付保証明書等添付

協会発行の「付保証明書」若しくは  
「L P ガス業者賠償責任保険加入依頼引受書の写し」等

法人の構成員の構成に関する説明書  
(法人事業所のみ提出)

構成員の氏名	住所	保有株比率(%)	備考欄 該当番号
茨城 太郎	水戸市 町123	70	1・2・3
茨城 次郎	水戸市 町456	20	1・2・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span>
山田 太郎	水戸市 町789	10	1・2・3
			1・2・3
			1・2・3
			1・2・3

当社の構成員(株主)は、総数 3 名であるが、そのうち「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第31条第3号の規定により業務に支障を及ぼすおそれのある者として定められているものは上記のとおり 1 名と3分の1以下であり、同規定に適合していることを誓約します。

平成 年 月 日

日付をお忘れなく。

下の備考1・2・3に該当する方が3分の1以下であることが必要です。

法人名 茨城高圧ガス(株)  
代表者 代表取締役 茨城 太郎 印

(備考)

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業とする者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業とする者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(構成員氏名・住所については、名簿を添付すれば省略してもよい。)

保安業務以外の業務の種類及び概要の説明書

保安業務以外の業務の種類	その業務の概要
液化石油ガスの販売	液化石油ガスの販売事業
石油類の販売	ガソリン，灯油，重油の販売
酒，たばこ類の販売	酒，たばこの販売事業

当社が実施している保安業務以外の業務は上記のとおりであり，上記業務を行うことにより，保安業務の的確な遂行に支障がないことを誓約します。

平成 年 月 日

日付をお忘れなく。

法人名

(名 称) 茨城高压ガス(株)

(代表者名) 代表取締役  
茨城 太郎

印

この様式の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

定款及び登記簿抄本（登記事項現在事項一部証明書）  
（法人の場合提出）

欠格事項に該当しないことの誓約書  
(個人事業所用)

私は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 30 条に規定される保安機関認定の欠格条項に該当しないことを誓約します。

日付をお忘れなく。

平成 年 月 日

名称 茨城高圧ガス㈱

代表者氏名 代表取締役  
茨城 太郎 印

欠格事項に該当しないことの誓約書  
(法人事業所用)

当社の業務を行う役員は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第30条に規定される保安機関認定の欠格条項に該当しないこと並びに同法第31条第3号の規定に適合していることを誓約します。

日付をお忘れなく。

平成 年 月 日

名称 茨城高压ガス㈱

代表者氏名 代表取締役

茨城 太郎 印

事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示す図面（緊急時対応の認定を受ける場合のみ）

\* 緊急時対応を行おうとする市町村名

\* 事業所から半径20km以内の範囲および、緊急時対応を行う範囲（30分以内に到着）を示すこと。

（緊急時対応を行う事業所は、常時保安業務資格者を算定された必要数配置し、一般消費者等の供給設備・消費設備に原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことが必要です。）





## 資格者免状の写し

\*なお、液化石油ガス設備士免状については、直近の再講習受講の講習年月日の部分(免状の裏面)もコピーし添付してください。

保安業務資格者算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 本社

認定区分	一般消費者数	調査員数	補助員数	算定式	算定数(注)
供給開始時点検・調査				$\left[ \quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
容器交換時等供給設備点検	300	0		$\frac{\text{消費者数}}{[ 300 ]} \times \frac{1}{\text{調査員数}} \times \frac{1}{\text{充てん作業員数}} =$ $[ 22 ] \times 100 \text{ 日/月}$	0.136
定期供給設備点検				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \quad \right\rangle \times 30} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{\text{充てん作業員数}} =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあっては、30を3分の4倍することができる)	
定期消費設備調査				$\frac{\text{消費者数}}{\left\langle \quad \right\rangle \times 25} \times \frac{1}{4} =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあっては、25を3分の4倍することができる)	
周知				$\left[ \quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
緊急時対応	300			$\left[ 300 \right] \times \frac{1}{20,000} = 0.015$	0.015
緊急時連絡				・消費者戸数20,000戸以下の場合 $\left[ \quad \right] \times \frac{1}{20,000} =$ 消費者数 ・消費者戸数20,000戸を超える場合 $1 + \frac{\left\{ \left[ \quad \right] \times 20,000 \right\}}{80,000} =$	
定期供給設備点検と定期消費設備調査の同時認定	300			消費者数 $\left[ 300 \right] \times \frac{1}{\left\langle 260 \right\rangle \times 20} \times \frac{1}{4} = 0.014$ 日/年	0.014
容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の1又は2以上と周知の同時認定	300			・周知に係る数の算定については、次式 $\left[ 300 \right] \times \frac{1}{40,000} = 0.008$	0.008
合計					0.173

上記より、保安業務資格者算定の合計は、(0.173)名となるため切り上げて必要資格者は( 1 )名である。

注：算定数については、小数点第4位を四捨五入する。また、0未満となる場合にあっては、0とする。

保安業務資格者算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

認定区分	一般消費者数	調査員数	補助員数	算定式	算定数(注)
供給開始時点検・調査				$\left[ \frac{\text{消費者数}}{20,000} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
容器交換時等供給設備点検	2000	1		$\frac{\text{消費者数}}{2000} \times \frac{1}{1} = 0.0005$ $\left[ \frac{2000}{22} \right] \times \frac{1}{100} = 0.0091$ (1) (0) = -0.091 調査員数 充てん作業員数	0
定期供給設備点検				$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 30} \right] \times \frac{1}{4} =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあっては、30を3分の4倍することができる)	
定期消費設備調査				$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 25} \right] \times \frac{1}{4} =$ 日/年 (補助員を伴って点検を行う場合にあっては、25を3分の4倍することができる)	
周知				$\left[ \frac{\text{消費者数}}{20,000} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	
緊急時対応	2000			$\left[ \frac{2000}{20,000} \right] \times \frac{1}{20,000} = 0.1$	0.1
緊急時連絡				・消費者戸数20,000戸以下の場合 $\left[ \frac{\text{消費者数}}{20,000} \right] \times \frac{1}{20,000} =$ ・消費者戸数20,000戸を超える場合 $1 + \frac{\left[ \frac{\text{消費者数}}{80,000} \right] \times 20,000}{80,000} =$	
定期供給設備点検と定期消費設備調査の同時認定	2000			消費者数 $\left[ \frac{2000}{260} \right] \times \frac{1}{20} = 0.096$ 日/年	0.096
容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の1又は2以上と周知の同時認定	2000			・周知に係る数の算定については、次式 $\left[ \frac{2000}{40,000} \right] \times \frac{1}{40,000} = 0.05$	0.05
合計					0.246

上記より、保安業務資格者算定の合計は、(0.246)名となるため切り上げて必要資格者は(1)名である。

注：算定数については、小数点第4位を四捨五入する。また、0未満となる場合にあっては、0とする。

保安業務機器算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 本社

保安業務区分	保有数の算定表	保安業務用機器	
		機器区分	算定数(注)
供給開始時点 検・調査	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{20,000} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
容器交換時等 供給設備点検	$\frac{\text{消費者数} [300]}{\text{日/月}} \times 100 =$	漏えい検知液	0.136
		緊急工具類	0.136
定期供給設備 点検	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 30} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
		一酸化炭素測定器	
定期消費設備 調査	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 25} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
緊急時対応	$\left[ \frac{300}{\text{消費者数}} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	0.015
		ガス検知器	0.015
		漏えい検知液	0.015
		緊急工具類	0.015
		一酸化炭素測定器	0.015
		ボーリングバー	0.015
定期供給設備点検 及び定期消費設備 調査	$\frac{\text{消費者数} [300]}{\langle \text{日/年} \rangle \times 20} \times \frac{1}{4} = 0.014$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、20を3分の4倍にすることができる)</p>	自記圧力計又はマノメーター	0.014
		ガス検知器	0.014
		漏えい検知液	0.014
		緊急工具類	0.014
		ボーリングバー	0.014
		一酸化炭素測定器	0.012
機器区分	算定数合計	必要数(小数点第1位切上げ)	
		自記圧力計又はマノメーター	1
ガス検知器	0.015 + 0.014 = 0.029	1	
漏えい検知液	0.136 + 0.015 + 0.014 = 0.165	1	
緊急工具類	0.136 + 0.015 + 0.014 = 0.165	1	
一酸化炭素測定器	0.015 + 0.012 = 0.027	1	
ボーリングバー	0.015 + 0.014 = 0.029	1	

注) 算定数については、少数点第4位を四捨五入する。

保安業務機器算定表

事業所の名称 茨城高压ガス株式会社 土浦支店

保安業務区分	保有数の算定表	保安業務用機器	
		機器区分	算定数(注)
供給開始時点 検・調査	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{20,000} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
容器交換時等供給設備点検	$\frac{\text{消費者数} [2000]}{\text{日/月}} \times 100 =$	漏えい検知液	0.909
		緊急工具類	0.909
定期供給設備点検	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 30} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		ボーリングバー	
		一酸化炭素測定器	
定期消費設備調査	$\left[ \frac{\text{消費者数}}{\langle \text{日/年} \rangle \times 25} \right] \times \frac{1}{4} =$	自記圧力計又はマノメーター	
		ガス検知器	
		漏えい検知液	
		緊急工具類	
		一酸化炭素測定器	
		ボーリングバー	
緊急時対応	$\left[ \frac{2000}{\text{消費者数}} \right] \times \frac{1}{20,000} =$	自記圧力計又はマノメーター	0.1
		ガス検知器	0.1
		漏えい検知液	0.1
		緊急工具類	0.1
		一酸化炭素測定器	0.1
		ボーリングバー	0.1
定期供給設備点検 及び定期消費設備 調査	$\left[ \frac{\text{消費者数} [2000]}{\langle 260 \rangle \times 20} \right] \times \frac{1}{4} =$ <p>(補助員を伴って調査を行う場合は、20を3分の4倍にすることができる)</p>	自記圧力計又はマノメーター	0.096
		ガス検知器	0.096
		漏えい検知液	0.096
		緊急工具類	0.096
		ボーリングバー	0.096
		一酸化炭素測定器	0.077
機器区分	算定数合計	必要数(小数点第1位切上げ)	
自記圧力計又はマノメーター	0.1 + 0.096 = 0.196	1	
ガス検知器	0.1 + 0.096 = 0.196	1	
漏えい検知液	0.909 + 0.1 + 0.096 = 1.105	2	
緊急工具類	0.909 + 0.1 + 0.096 = 1.105	2	
一酸化炭素測定器	0.1 + 0.077 = 0.177	1	
ボーリングバー	0.1 + 0.096 = 0.196	1	

注) 算定数については、少数点第4位を四捨五入する。